

特記仕様書

(放射線障害防止措置)

- 1 受注者は、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(平成 23 年厚生労働省令第 152 号)に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

(CSF(豚熱)への対応について)

- 2 CSF(豚熱)の感染拡大防止のため、福島県における CSF 対策を熟知して適切な対応に努めること。

(希少野生生物への対応について)

- 3 調査区域内において、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号)」に基づき、指定されている国内希少野生動植物種の生息・生育、「福島県野生動植物の保護に関する条例」(平成 16 年 3 月 26 日福島県条例第 23 号)により、指定されている特定希少野生動植物の生息・生育及び猛禽類の存在を確認した場合は、早急に監督職員へ連絡し、その指示に従うこと。